平成２４年（フ）第２２５６号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代988番地２ブルーパレスナカノ・かべぬりの里201号
債務者　中尾　研二
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２６６号
福岡県糸島市浦志３丁目５番16号　201
債務者　山田　一磨
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２６８号
福岡市城南区長尾３丁目19番27―103号
債務者　藤原　美香
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２７０号
福岡県宗像市田久３丁目８番10号サンビレッジ大神Ａ棟201号
債務者　中山　久子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２８０号
福岡市早良区次郎丸４丁目18番53号
債務者　外山　裕二
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３０５号
福岡県大野城市月の浦５丁目10番15号
債務者　糸川　園江
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３２２号
福岡県古賀市米多比1522番地10
債務者　山内　和行
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３２３号
福岡県古賀市米多比1522番地10
債務者　山内くに子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３２５号
福岡市南区大平寺２丁目14番２号
債務者　松下　豊美
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３３８号
福岡市早良区星の原団地56番407号
債務者　玉井　靖雄
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３５９号
福岡市中央区高砂１丁目23番４号
債務者　中野由美子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３６４号
福岡市博多区千代４丁目４番14―601号
債務者　渡邉　静雄
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６１４号
川崎市幸区鹿島田２丁目17番22号　梶荘１階、前住所川崎市幸区鹿島田333番地２　新川崎第二寮104
債務者　石井　良子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３４４号
愛知県岡崎市井田新町２番地23
債務者　関谷登美枝
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２４５４号
神奈川県大和市下草柳825番地３　ダイアパレス大和第２―507号
債務者　松田　秀一
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４６５号
横浜市神奈川区菅田町1824番地２　ハウスベルフラワー102号
債務者　榊原　真里
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４７２号
横浜市戸塚区平戸１丁目21番18号
債務者　上田　英夫
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部